

おかざきっ子 育ちプラン（岡崎市子ども・子育て支援事業計画：計画書）変更の概要

1 変更する内容

（１）利用者支援事業（計画書 P47）

利用者支援事業（母子保健型）を平成 28 年度から保健所において実施予定のため、新たに計画に位置付ける。

【利用者支援事業（母子保健型）】

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う事業

（２）放課後児童健全育成事業（計画書 P52）

放課後子ども総合プランについて、次世代育成支援対策推進法の行動計画策定指針に基づき、一体型の目標事業量などについて追記する。

【放課後子ども総合プラン】

全ての小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室の整備等を進める計画。厚生労働省と文部科学省が共同で策定

【一体型】

同一学校敷地内において、放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施するもの

◆行動計画策定指針に基づく記載内容（下線部が追記した内容）

①放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

区 分	策定時（H25 実績）	目標値（H31）
利用者数（人）	2,047	2,407
クラブ数（箇所）	43	59

※詳細は計画書 P 49～51 に記載

②一体型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

2 か所

※本市では、放課後子ども教室を「学区こどもの家」を基本に実施
⇒ 一体型は、学校敷地内に学区こどもの家がある（又は設置予定の）広幡・豊富を想定

③放課後子ども教室の平成 31 年度までの整備計画

平成 31 年度までに全小学校区で実施

④放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的方策

- ・放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方が設置される学区は双方の指導員が連携し、一緒にプログラムに参加できる体制を整備する。
- ・放課後子ども教室と放課後児童クラブのあり方を検討するための運営委員会を組織する。

⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ・放課後子ども教室への活動に関する具体的な方策

教育委員会と市長部局の間で確認書を交わし、施設利用方針や責任体制の明確化を図る。

⑥放課後児童クラブ・放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

教育委員会会議での説明の実施や、総合教育会議等の活用などにより、情報を共有する。

⑦地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

現状、全クラブで午後7時まで開設しており、今後も現在の開設時間を維持していく。

2 計画変更日

平成28年1月29日

3 備考

計画の変更にあたっては、事前に岡崎市子ども・子育て会議（平成27年10月27日開催）に諮り、意見聴取を実施した後、内部の調整を行った。

なお、今回の計画の変更は軽微なものであるため、パブリックコメント対象外とした。

(4) 利用者支援事業

事業概要

子育て中の親子の身近な場所において、利用者支援専門職員を配置し、教育・保育・保健や地域の子育て支援事業などの情報提供や、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

▶ 提供区域

市全域

①全市の量の見込みと確保の内容

■基本型

単位(箇所)

全体	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み	0	1	1	1	1
②確保の内容	0	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

※基本型は、子どもとその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で当事者目線の寄り添い型の支援を行う事業です。

■母子保健型

単位(箇所)

全体	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み	0	1	1	1	1
②確保の内容	0	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

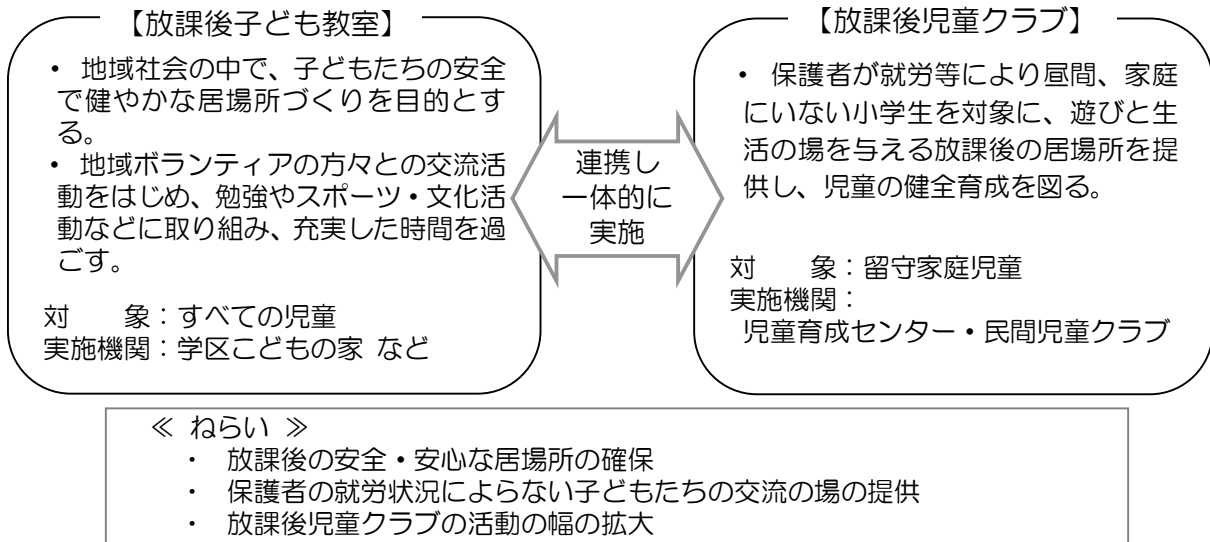
※母子保健型は、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健所等において、助産師、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う事業です。

提 供 体 制 の 考 え 方

- 基本型については、平成 28 年度から総合子育て支援センターで実施を予定しています。利用者支援専門職員を中心に情報集約を行いながら、保育園、認定こども園等の利用調整を行う担当職員と連携し、家庭の希望や状況に応じた的確な情報提供やきめ細かな相談対応の充実を図ります。
以降、利用状況、施設環境などを勘案して、地域子育て支援拠点での実施を検討します。
- 母子保健型については、平成 28 年度から保健所で実施を予定しています。助産師、保健師等、母子保健事業に関する専門知識をもつ専任のコーディネーターを配置し、相談体制の充実を図ります。また、支援を必要とする妊産婦に包括的な支援を行うことができるよう、母子保健や子育て支援を行う関係機関とのネットワークの整備を進めます。

放課後子ども総合プランの推進

すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を進めます。



● 取り組みの方向性

- ・ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方が設置される学区（平成 31 年度で 35 学区の予定）については、双方の指導員が連携し、一緒にプログラムに参加できる体制を整えます。
- ・ 放課後子ども教室の開設のため、学区こどもの家の指導員の増員を進めます。
- ・ 児童数が少なく放課後児童クラブの設置のない学区については、少人数である強みを活かし、放課後子ども教室においてきめ細やかなサービスを提供することで代替機能を担います。

※学校敷地内において放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体型で実施する平成 31 年度に達成されるべき目標事業量 2 か所

● 連携体制

- ・ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の開設場所については、学校の余裕教室や地域の公共施設等の既存施設を有効活用できるよう、教育委員会や関連部局と連携して進めます。
- ・ 小学校の教室の活用を推進するため、教育委員会会議での説明を行うとともに、教育委員会と市長部局の間で確認書を交わし、施設利用方針や責任体制の明確化を図ります。
- ・ 総合教育会議等を活用して情報を共有するとともに、放課後子ども教室と放課後児童クラブのあり方を検討するための運営委員会を組織するなど、全市的な視点で放課後対策に取り組みます。

● 開設時間

- ・ 放課後子ども教室は午後 6 時までを基本とし、地域の実状に合わせ延長を検討します。
- ・ 放課後児童クラブは、現状、全クラブ午後 7 時まで開設しており、今後も現在の開設時間を維持していきます。